第百三十八条において準用する第百一条第一項	に改める。

」

（中小企業退職金共済法の一部改正）

第百四十五条　中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）の一部を次のように改正する。

第八十四条第二項中「二月以内にしなければならない」を「三月を経過したときは、することができない」に改める。

（じん肺法の一部改正）

第百四十六条　じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第十八条の前の見出しを「（審査請求）」に改め、同条第一項中「含む」の下に「。次条第一項及び第二項において同じ」を、「決定」の下に「又はその不作為」を加え、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第十五条」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十九条第二項から第四項まで及び第五項（第三号に係る部分に限る。）」に改める。

第十九条第一項中「前条第一項」を「第十三条第二項の決定について」に改め、同条第五項中「第四十二条第四項」を「第五十一条第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前条第一項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　第十三条第三項及び第四項の規定は、第二項の審査請求があつた場合に準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県労働局長」とあるのは「厚生労働大臣」と、「前項の決定」とあるのは「裁決」と、「事業者」とあるのは「審査請求人」と読み替えるものとする。

第十九条第二項中「前条第一項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第十三条第二項の決定の不作為についての審査請求の裁決は、地方じん肺診査医の診断又は審査に基づいてするものとする。

第十九条に次の一項を加える。

8　行政不服審査法第四十三条第一項の規定は、前条第一項の審査請求については、適用しない。この場合において、当該審査請求についての同法第四十四条の規定の適用については、同条中「行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。）にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあつては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき）」とあるのは、「じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）第十九条第一項の中央じん肺診査医の診断若しくは審査又は同条第二項の地方じん肺診査医の診断若しくは審査を経たとき」とする。

（障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正）

第百四十七条　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第六十五条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。

第六十六条を次のように改める。

第六十六条　削除

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正）

第百四十八条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二第五項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。

第十四条の二第六項中「行政不服審査法による」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。

第二十三条の二の七第六項中「行政不服審査法による」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。

第二十三条の二十三第五項中「行政不服審査法による」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。

第二十三条の二十七第六項中「行政不服審査法による」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。

第四十三条第四項中「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改める。

第八十条の十第五項中「行政不服審査法による」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。

（児童扶養手当法の一部改正）

第百四十九条　児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第十七条の見出しを「（審査請求）」に改め、同条中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

第十八条の見出し中「決定又は」を削り、同条第一項中「異議申立て又は」を削り、「あつたときは、六十日以内」を「されたときは、当該審査請求がされた日（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日）から次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める期間内」に改め、「決定又は」を削り、同項に次の各号を加える。

一　行政不服審査法第四十三条第一項の規定による諮問をする場合　八十日

二　前号に掲げる場合以外の場合　六十日